

十年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

昭和二十四年五月二十日印刷

昭和二十四年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第一部)

第五回 参議院内閣委員会會議録 第十一号

(二五五)

昭和二十四年五月七日(土曜日)

午後零時十一分開会

委員の異動

五月七日(土曜日)委員市中乙彦君及び町村敬共君辭任につき、その補欠として新谷寅三郎君及び鈴木直人君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○通商産業省設置法案(内閣送付)

○通商産業省設置法の施行に伴う關係法令の整理等に関する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八郎) これより内閣委員会を開会いたします。先ず委員諸君にお諮りいたします。建設委員会、運輸委員会、農林委員会から、それぞれ連合委員会を開いて呉れという要求がありました。それで来る九月月曜日には午後建設委員会との連合会、十日午前運輸委員会との連合会、十一日午前農林委員会との連合会を開きたいと思いますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。さうに決定いたします。

○委員長(河井彌八郎) それでは通商産業省設置法案と、それから通商産業省設置法の施行に伴う關係法令の整理等に関する法律案と二案を議題といたします。先ず大臣よりの提案理由の御説明をお願いします。

○國務大臣(稲垣平太郎君) 通商産業

省設置法の提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、先般來通商産業省の設置について、鋭意慎重な検討を進めてきたのでありますが、今回漸くその成果を得るに到りましたので、ここに通商産業省設置法案を國會に提出して、御審議を仰ぐ次第であります。

申すまでもなく日本經濟の自立と安定とは、輸出の振興と生産の増強とにかかっているものであります。終戦以來商工省はこの二つの重大な使命を担当するため、商工本省、石炭廳及び貿易廳を中核とし、更に特許局と中小企業廳並びに工業技術廳を擁して、鋭意國力の恢復に努力して参つた次第であります。幸にして、連合國の好意ある対日援助と官民一体の努力により、鉱工業生産は順調な上昇を示し、インフレーションも漸次緩慢化したとして、經濟安定のきざしが見え始めましたことは、誠に喜びに堪えない次第であります。しかしながら、國際經濟への参加態勢を確立し、我國經濟の自立を達成するためには、更に輸出産業の飛躍的な振興を図り、貿易と生産との連繫をより一層緊密ならしめることが肝要なのであります。いわゆる經濟安定九原則の指令も、正にこれを要求しているものであります。ここに於いて政府は、我が國經濟が本質的に國際通商を基本とする交易經濟であること並びに我が國が現在置かれてゐる國際情勢に深く思ひをいたしまして、産業行政の方向を、從來のごとき國內經濟中心主義から、進んで國際通商中

心主義に切り換え、一日も早く我が國經濟の自立を達成することを決意し、從來の商工省を解体いたしました。ここに全く新たな構想の下に通商産業省を設置するに到つた次第であります。

法案の詳細な内容につきましては、審議の途上、随時御説明申し上げます。といたしたいと考えますが、以下その概要を申述べます。通商産業省は、通商關係部局及び輸出品生産原局からなる本省、國內資源に関する行政を掌る資源廳、從來の特許局に相當する特許廳並びに工業技術廳及び中小企業廳から構成されております。尚、通商關係事務の重要性に鑑みまして特に通商監督を設け、次官を補佐して通商に関する事務を整理せしめることとなつております。

先づ第一に、本省は大臣官房並びに通商局、通商振興局、通商企業局、通商機械局、通商雜貨局、通商機械局、通商化學局及び通商鐵鋼局の八局から構成されております。通商局は、通商に関する政策並びに物資供給計画及び輸出入計画を立案しその推進を図る通商産業省の中核的部局であります。又この局におきましては、輸入物資が生産計画に重要な役割を果すことに鑑みまして、輸入に関する業務を掌ることとなつております。通商振興局は、通商局が主として政策面を担当いたしますのに対し、通商金融、輸出品の検査、輸出品の展示紹介等の通商振興上の実施面を担当することとなつております。又輸出に関する事務は通商産業

省所管の物資につきましては後程御説明いたします通り、それぞれ物資別の局で担当いたしますが、他省所管の物資に関する輸出事務はこの通商振興局で取組んで処理することとなつております。次に、通商企業局は、單一爲替レート設定を契機とする國際經濟體系との接觸に備へるためにも、又急速なる經濟安定を目途とする本年度の嚴格なる財政金融政策に対処いたしますためにも、國內産業の徹底的な企業合理化を促進することが急務となつて参りました現状におきまして、企業合理化に関する調査、指導及び啓蒙を行なうことを主たる任務とするものであります。

次に、通商機械局以下五つの物資別の局が設けられていますが、通商機械局におきましては、輸出品の大宗をなす繊維工業品の生産と輸出並びに國內衣料品の配給に関する事務を掌り、通商雜貨局におきましては、輸出入用雜貨工業品と生活用品との生産と輸出に関する事務を、通商機械局におきましては、機械器具、自動車等の生産と輸出に関する事務を、通商化學局におきましては、化學工業品の生産と輸出並びにアルコール專賣に関する事務を、又通商鐵鋼局におきましては、鐵鋼の生産と輸出に関する事務を掌ることとなつております。以上が本省機構の概観であります。

次に通商産業省の外局といたしましては、資源廳、工業技術廳、特許廳及び中小企業廳の四廳が設置されることとなつております。

先ず第一に、資源廳はその長を長官といたしまして、通商と比較的關係の乏しい資源關係の局を取組めることとし、長官官房の外石炭管理局、石炭生産局、鉱山局、鉱山保安局及び電力局の五局から構成されております。このうち、石炭管理局におきましては主として從來の石炭廳の管理業務、配炭局及び配炭局の所掌事務を、石炭生産局においては、生産局、開採局及び資材局の所掌事務を掌り、又、鉱山局は從來の鉱山局の、電力局は電力局の所掌事務を掌ることとなつております。又、鉱山保安局は、別途國會提案の上御審議を仰ぐこととなつております。鉱山保安法の施行に関する事務を掌り、鉱業に対する保安を確保して鉱山労働者に対する危害を防止し、鉱物資源の合理的な開発を図ることを主たる任務とするものであります。石炭、鉄物、電力等の國內資源の開発と利用とは、從來商工省が最も力を注いで参りましたところであり、又我國經濟復興のためには今後とも益々強力な行政的措置を必要といたしますので、通商産業省の新機構におきましてはこれを獨立の省にも比すべき強力な機構を有する資源廳において所掌せしめることとしたのであります。次に、工業技術廳は鉱工業の科學技術に関する試験研究並びにその成果の普及を図ることを任務とするものであり、特許廳は特許權その他の工業所有權に関する事務を掌り、又中小企業廳は中小企業の指導及び振興を図ることをその任務とするものであります。ほぼ現在の機構を踏

襲いたしております。

以上が通商産業省の中央機構の概要であります。更に地方機構といたしましては、現在の商工局と地方貿易事務局とを合併いたしました通商産業局を全国八ヶ所に設置しまして、本省並びに外局の事務を分掌せしめ、更に全国四ヶ所の主要炭田地域に石炭局を設置いたしました。石炭産業の國家管理に關係する事務を掌せしめることといたしました。尚、商工局の出張所は、これを七月三十一日まで存置せしめ、その間經濟統制事務の地方廳委託の準備を推進し、八月一日以後におきましては必要最少限度の地に通商産業局の分室等を設置することといたしました。尚又主要貿易港の所在地には、通商事務所を設置しまして、通商關係事務の迅速な処理を図りたいと考えております。

以上申し述べましたところが本法案の提案理由とその内容の概要であります。政府におきましては、この法案の一日でも早い実施によつて、相應の効果のあるべきことを確信し、且つ日本經濟の自立確立のためにも行政機構の面において一日も速かにその態勢を整備する必要があると考へまして各省設置法に先立ち五月二十日の施行を目途としてその準備を進めている次第であります。

何とぞ政府の意の存することを諒とせられ、大局的見地より御審議御協賛あらんことを切望いたします。

尚、通商産業省設置法の施行に伴う關係法令の整理等に関する法律について提案の理由を御説明申し上げます。

我國經濟の自立を目途として國際通商主義を中心とする産業行政推進のため、政府は、すでに旬日前通商産業省設置法案を國會に提出し、御審議を仰いで参りましたが、國會の御努力により近く議決の運びに至りましたことは、毫に感謝に堪へるところであります。

御承知のごとく、通商産業省は從來の商工省、貿易廳等を解体して新たに設置されるのでありますが、その権限、所掌事務等については、從來の商工省のそれを受継ぐ点が多いのであります。通商産業省設置法の施行に伴つて、他の法令（法律並びにポツダム宣言の受諾に伴ひ発せられる勅令、政令及び省令）について当然所要の修正を行はねばならぬのであります。このために、政府は、通商産業省設置法の立案に並行して同法施行に伴う關係法令の整理等に関する法律案を準備して参りましたが、漸く成案を得るに至りましたのでここに國會に提出し、御審議を仰がんとするものであります。

以下、本法の内容について解説いたしますと、第一には名称の変更であります。諸法令（法律並びにポツダム宣言の受諾に伴ひ発せられた勅令、政令及び省令）中「商工大臣」、「商工次官」、「商工局長」、「鉱山監督局長」、又は「商工省」、「特許局」等の旧名称を「通商産業省設置法」に規定してあります。通商産業大臣、「通商産業次官」、「通商産業局長」、「通商産業省」、「特許廳」等の新名称に改めてあります。次に通商産業省設置法は本年五月二十日に施行されることになつておりますが、六月一日からは國家行政組織法に基くものとなるので、同法の趣旨に合致するよう所要の法令改正を行なつております。即ち、すでに單行法として制定施行されております工業技術廳設置法、中小企業廳設置法並びに臨時石炭産業管理法及び今國會に提出され現在御審議を仰いでおります鉱山保安法案のうち、機構に関する規定中國家行政組織法に抵触する部分を改め、通商産業省設置法と重複する部分を削る等の措置を規定してあり、更に從來殆んど委員會なる名称が冠せられていた諸機關について、國家行政組織法第三條及び第八條の規定が「委員會」なる名称は、獨立行政機關としての外局たる委員會に限る旨を明示してあるので、臨時石炭産業管理法、電氣事業法及び弁理士法の規定に現れる「委員會」を「審議會」に改めると同時に日本製鉄株式會社法及び日本發達電株株式會社法中の同會社設立当初に設置され現在不必要となつてゐる製鉄事業評價審査委員會及び電力評價審査委員會に關する規定を整理し、これらの委員會官制を廃止する旨を規定してあります。

その他、石炭産業等臨時措置法につきましては、鉱業權使用權等の設定、変更等に関する登録を通商産業省において一元的に行うため、又貿易公團法につきましては、他の諸公團法の規定との均衡を図るため、從來懸案となつておりました点を改正して、今後の運営に遺憾なきを期してゐるのであります。

以上、申し述べましたところにより本法案提出の理由とその内容とは一應明らかにされたものと存じますが、本法律は手続上通商産業省設置法と同時に施行を要するものでありますので、何とぞこの点に御留意の上十分に御審議の上速かに御協賛たまわりたいと存する次第であります。

以上商案について提案の理由を御説明申し上げます。

○委員長（河井彌八君） 諸君にお語りいたしますが、これを以て一時休憩いたします。午後一時半から開会しようと思ひますが如何でしょうか。

○委員長（河井彌八君） 御異存ないと認めます。さうに決定いたします。それでは一時半まで休憩いたします。

午後一時五十六分開会

○委員長（河井彌八君） 再会いたします。懇談会に入ります。

午後一時五十七分開談会に移る

午後四時四十分懇談会を終る

○委員長（河井彌八君） それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時四十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 中川 幸平君
委員 河崎 ナツ君
城 義臣君
岩本 月洲君
新谷寅三郎君
鈴木 直人君
三好 始君

國務大臣 稻垣平太郎君
商工大臣 小林 英三君
政府委員 渡邊 一俊君
商工事務官（大臣官房會計課長） 山本 高行君
商工事務官（總務局長）

（機務局長） 武内 征平君
貿易廳次長 新井 茂君

（機務局長） 武内 征平君
貿易廳次長 新井 茂君

（機務局長） 武内 征平君
貿易廳次長 新井 茂君